

徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例

(平成20年3月31日施行)

中小企業は、経済的社会的環境の変化に即応し、多様化する市場における需要に柔軟性及び機動性をもって的確に対応するとともに、新たな事業に果敢に挑戦し、新たな産業を創出する等、我が国の経済の基盤を形成し、その成長発展及び雇用の創出に大きく貢献してきた。

また、本県の中小企業は、先人のたゆまぬ努力と創意工夫により培われた高度な技術力を基礎として、木材加工業をはじめとする伝統的な産業から発光ダイオード、バイオテクノロジー等に関する最先端の産業に至るまでの様々な分野において活力ある産業を創出し、本県経済の活力の源泉として中核的な役割を担い、その成長発展及び県民福祉の向上に大きく貢献してきた。

しかし、近年、本県の中小企業を取り巻く環境は、少子化に伴う人口減少社会の到来による国内市場の規模の縮小、高度情報化や経済のグローバル化の急速な進展による競争の激化、団塊の世代の大量退職による技術の継承の問題の発生等、大きく変化してきている。

このような中で、本県の経済飛躍の実現を図るためには、中小企業者がそれぞれに有する能力を最大限に発揮し、進取の気質に富んだ県民性、本県ゆかりの豊富な人材、安全で安心な農林畜水産物、高度な技術力の集積、多様な交通手段等のたぐいまれなる本県の強みを活用しながら様々な分野において主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有し、先進的で魅力ある企業へと成長発展していくことが不可欠である。

さらに、県、市町村、中小企業団体、大企業者、高等教育研究機関及び県民は、本県経済における中小企業の重要性や地域社会における役割を理解し、その円滑な事業活動が助長されるよう協力しながら支援していくことが必要である。

ここに、私たちは、本県の経済飛躍の実現にとって中小企業の振興が重要であることを明確にし、頑張る中小企業者が多様で持続的な事業活動を行うことができる環境の整備を推進すること等により中小企業の振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県の経済飛躍の実現を図るため、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び中小企業者、県等の責務、大企業者等の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する基本方針及び施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経済飛躍 経済が飛躍的に発展することをいう。
- (2) 頑張る中小企業者 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）であって、主体的かつ創造的な事業活動に努めるものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に

関する団体をいう。

- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 産学官の連携 企業、中小企業団体、高等教育研究機関、国、県又は市町村が相互に連携することをいう。
- (6) 高等教育研究機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）並びに産学官の連携により中小企業の振興に係る研究及び事業化の促進に取り組む機関（大学等を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、本県の経済飛躍の実現を図るため、次に掲げるところにより行われなければならない。

- (1) 頑張る中小企業者を支援することにより推進されること。
- (2) 県、市町村、中小企業団体、大企業者、高等教育研究機関及び県民の協力により推進されること。
- (3) 県内外の産業界で活躍する本県ゆかりの人材（本県の出身者であることその他の本県と関係を有する人材をいう。以下同じ。）、本県の地域における地理的及び自然的な特性等の豊富な資源その他の本県の強み（本県の経済飛躍の実現を図るための中小企業の振興を行うに際し本県が有する優れた特性をいう。以下同じ。）の活用を図ることにより推進されること。

(基本方針)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 頑張る中小企業者の支援に係る態勢の整備を図ること。
- (2) 実践的な能力を備えた人材の育成を図ること。
- (3) 競争力の強化に資するための本県独自の企業ブランド（本県の企業に共通する当該企業又は当該企業が供給するサービス及び製品に対して信頼感等を与える独自の印象をいう。以下同じ。）の創出を図ること。
- (4) 新たな市場の開拓に関する挑戦的な取組を行う頑張る中小企業者の販路の拡大の促進を図ること。
- (5) 戦略的な産業集積の促進を図ること。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自らを取り巻く環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、主体的かつ創造的な事業活動に努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、本県の強みを活用した中小企業の振興に関する戦略的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力)

第7条 県は、基本理念にのっとり積極的に中小企業の振興に取り組む市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業団体の責務)

第8条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する中小企業の振興に関する施策への協力をはじめとして、経営資源の確保が困難であることが多

い小規模企業者（基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。）の経営の改善及び向上その他の地域の特性に応じた中小企業の振興に関する施策に積極的に取り組むよう努めなければならない。

（大企業者の役割）

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が地域社会の発展はもとより、自らの事業活動の維持及び発展に欠くことができない重要な存在であることを認識し、中小企業が供給するサービス及び製品（以下「中小企業のサービス等」という。）の利用等に努めるとともに、県、市町村及び中小企業団体が実施する中小企業の振興に関する施策に積極的に参画し、及び協力するよう努めるものとする。

（高等教育研究機関の役割）

第10条 高等教育研究機関は、その活動が中小企業の振興に資するものであるとともに、産学官の連携による取組が中小企業の振興にとって重要なものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的に努めるものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策で大学等に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学等における教育研究の特性に配慮しなければならない。

（県民の理解と協力）

第11条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、中小企業のサービス等の利用等により当該振興に協力するよう努めるものとする。

（頑張る中小企業者の支援に係る態勢の整備）

第12条 県は、県内外の産業界で活躍する本県ゆかりの人材の積極的な参画により、その優れた知識、技術、人脈等を生かして効果的かつ効率的な頑張る中小企業者の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計及び民間からの資金協力を得たファンド等の活用といった創意工夫により必要な財源の確保を図るとともに、金融機関との一層の連携を図ることにより融資、信用補完事業等の充実に努めるものとする。

3 県は、頑張る中小企業者の課題の把握に努め、当該課題の解決のために一元的かつ総合的な支援を行うための機能の充実に努めるものとする。

4 県は、中小企業の身近な支援機関である中小企業団体の機能の強化を促進することにより、頑張る中小企業者の支援に係る態勢の充実に努めるものとする。

5 県は、頑張る中小企業者の円滑な事業活動を推進するため、当該事業活動に必要な情報通信技術及び交通に係る基盤の効果的かつ効率的な整備及び活用の促進に努めるものとする。

6 県は、頑張る中小企業者の円滑な事業活動を推進するため、本県における頑張る中小企業者に対する規制の緩和及び行政手続の簡素化に努めるものとする。

（実践的な能力を備えた人材の育成等）

第13条 県は、中小企業の事業活動を支える人材を確保するため、次代を担う若年者並びに実践的な技術力及び経営力を有する就業経験者を対象とした企業での実習の機会の提供に努めるとともに、産業界の需要に応じた技術及び技能を有する人材の育成、経営に関する総合的かつ体系的な研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の振興に資する新たな産業の創出を促進するため、女性の経営者及び青壮年の経営者の創造的な事業活動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業の持続的な発展を促進するため、これまで蓄積された知識、技術及び技能並びに事業の次代への継承に資する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（競争力強化のための本県独自の企業ブランドの創出）

第14条 県は、中小企業の競争力の強化に資するための本県独自の企業ブランドの創出を図るため、本県の企業による独自のサービス及び製品を開発するための取組並びに企業防災力（災害に関し適切な危機管理を行うことにより災害発生後においても継続して事業を行う能力をいう。）、環境経営力（環境への負荷の低減に貢献し、環境と調和のとれた経営を行う能力をいう。）、情報通信技術を活用する能力等の強化により様々な課題を解決する能力を高め、これを当該企業の優れた特性とするための取組に対して支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（新たな市場開拓に挑戦する頑張る中小企業者の販路の拡大等）

第15条 県は、新たな市場の開拓に関する挑戦的な取組を行う頑張る中小企業者の販路の拡大を促進するため、大都市圏での情報発信の拠点の充実に努めるとともに、国内外の見本市、商談会等に出展する頑張る中小企業者への効果的かつ効率的な支援、電子商取引の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業のサービス等の利用等の気運の醸成に努め、需要の拡大の促進を図るとともに、中小企業のサービス等に対し自ら率先して試用すること及びその受注機会の増大を図ること、優れた中小企業のサービス等に対し顕彰することその他の中小企業のサービス等の需要の拡大の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（戦略的な産業集積の促進等）

第16条 県は、本県の強みを活用した産業集積を促進するため、中小企業のみならず大企業、高等教育研究機関等の積極的な参画の下、産業集積に係る戦略的な構想を策定し、その計画的な推進に努めるものとする。

2 県は、中小企業の振興に資する新たな産業の創出を促進するため、産学官の連携の下、農林水産業と商工業、医学と工業などの異分野にわたる連携による実践的な研究開発を強化することにより、中小企業への技術移転及び事業化の促進、知的財産の創造、保護及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業の振興に資する企業の立地及び設備投資を促進するため、市町村等との連携を通じて事業に利用できる用地及び施設の情報の収集及び提供、資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、中小企業の振興に資するため、魅力ある商業の集積及び活性化に係る頑張る中小企業者、中小企業団体等の意欲的な取組に対する支援に努めるものとする。

（推進体制）

第17条 県は、中小企業の振興に関する戦略的な施策の策定及びその実施の推進のために必要な体制を整備するものとする。

（その他の施策）

第18条 県は、この条例で定めるもののほか、中小企業の振興に関し、本県に係る経済的社会的諸条件の変化に伴い必要となる施策を策定し、及び実施するものとする。

富士市中小企業振興基本条例

(平成19年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、富士市（以下「市」という。）の産業の基盤であり、市の発展を支えてきた中小企業の重要性にかんがみ、その振興について基本となる事項を定め、中小企業の競争力の向上、経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業者等、市、市民及び関係団体が一体となって、国、県その他機関との連携の下、環境との調和に配慮し、市の産業の永続的な発展に資する総合的施策を推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づく基本的施策を次のとおり定める。

- (1) 中小企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 中小企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策
- (3) 新産業の創出及び起業支援に関する施策
- (4) 中小企業の産業基盤の整備に関する施策
- (5) 中小企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 中小企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (7) 中小企業に関する情報の収集及び提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(市の責務)

第5条 市は、前条に掲げる施策を社会経済情勢の変化に応じて計画的に実施するとともに、その実施に当たって次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施策の実施に要する庁内体制の整備及び財政上の措置に努めること。
- (2) 広く市民、関係者等の意見を聞き、施策の計画及び実施に反映させるよう努めること。
- (3) 国、県その他機関との連携を強化するとともに、必要に応じて国及び県の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者等の責務)

第6条 中小企業者等は、経営基盤の強化、従業員の福利厚生の上昇及び雇用の安定に努めるとともに、地域環境との調和及び消費者の安全確保に十分配慮するものとする。

(市民等の理解及び協力)

第7条 市民及び市内の産業にかかわるものは、中小企業の振興が市民生活の上昇及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

帯広市中小企業振興基本条例

(平成19年4月1日施行)

帯広・十勝は、民間開拓団の入植以来、先人たちの弛まぬ努力によって、農業及び関連する幅広い産業が発展を遂げてきました。

今日でも、農業を基盤として、食品加工や農業機械など関連産業が発達しているほか、消費・サービス、運輸・流通など幅広い産業が展開しており、帯広市は、広く十勝の産業と関連性を深めながら、十勝の産業や生活を支える中心都市として発展してきています。

本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させ、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手であります。

地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するためこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、帯広市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興連合会その他市長が適当と認めた中小企業団体をいう。

(中小企業振興の基本的方向)

第3条 この条例の目的を達成するため、市及び中小企業者等が協働して中小企業の振興を図る基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援
- (2) 技術・技能の向上をはじめとする人材の育成及び担い手づくりの促進
- (3) 経営基盤の強化
- (4) 産業基盤の整備
- (5) 中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

(市長の責務)

第4条 市長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする。

2 市長は、国、北海道その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者等に対する支援等必要な施策を講じなければならない。

(中小企業者の役割と努力)

第5条 中小企業者は、自助の精神にのっとり経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和及び消費生活の安定・安全確保に十分に配慮し、地域経済の振興発展に貢献するものとする。

2 中小企業者は、それぞれの地域及び業種等を中心に組織化を図るとともに、中小企業者等による共同事業の実施、商店街組織への加入等相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、帯広・十勝の中小企業が地域経済の振興・発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域中小企業の育成・発展に協力するよう努めるものとする。

(委任規定)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

釧路市中小企業基本条例

(平成21年4月1日施行)

釧路市は、雄大な湿原、神秘の湖、深奥な森林を抱えた日本有数の自然の中にあるながら、古くから「くすり場所」として交易の拠点となり、経済的にも重要な位置にあった。

かつて幕末の探検家松浦武四郎はくすり場所を訪れたとき、「東蝦夷地第一の都会たるべし」と将来の経済的な発展を予見した。以来100年有余の間に、武四郎の言葉どおり、釧路市は幾多の先人たちが重ねた労苦を礎として、都市規模を拡大し様々な産業を根付かせ、まちに灯あかりをともしてきた。

釧路市は事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業は、雇用の主たる受け皿であるばかりでなく、その迅速な経営判断と行動力をもって域内に財を循環させる働き手として、すぐれた素材と技術をもって優位性のあるサービスを生み出すことで域外から貨幣を運んでくる稼ぎ手として、地元の人材を育成し、様々な団体と連携して地元を育てるまちづくりの担い手として、地域情報の送り手として、地域経済活性化の中核的な役割を担っている。

一方、市民は、消費者として直接間接に中小企業の顧客となり経済循環の一翼を担っており、中小企業と互恵関係にある経済主体であることとらえることができる。

そこで、域内経済の状況に等しく影響を受ける企業と市民と行政が、地元への愛着と郷土への誇りを胸に、地域経済活性化の核である中小企業の振興のための役割を分担しつつ徐々に連携し、その結果として財とサービスを生み、域内に循環させるとともに域外からの財を獲得し、高齢者が安心して暮らせ、若者が挑戦する機会に満ちたまちとなるよう、釧路市がひとつとなって、先人が築いた礎に我々と我々の子孫の努力をさらに重ねながら釧路市を幾世代にもわたって引き継ぎ、発展させるべく、基本的な理念と方向性を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものでその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体で、その主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人で事業を営むものをいう。

(5) 市民活動団体 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体で、その主たる事務所を市内に有するものをいう。

(6) 域内 本市を中心として経済変動の影響を共有する経済圏の区域をいう。

(7) 域外 域内以外の区域をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 財の域内における循環と域外からの獲得は、地域経済活性化のために不可欠な車の両輪であり、それらの経済活動を進めるために中核としての役割を果たすのは中小企業であること。
- (2) 中小企業者等の自主的な努力の結果である経営の革新、創業、経営基盤の強化及び様々な環境への適応は、雇用の確保をもたらすことから、地域全体で中小企業を支えることが重要であり、市、中小企業者等、大企業者及び市民は等しく地域経済活性化の役割を担うべき主体であること。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国や北海道、市民や市民活動団体、中小企業者等その他の様々な主体と連携し、中小企業の振興に関する自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する役割を担うものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、域内における連携を重視するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、域内において生産され、製造され、又は加工される製品を取り扱い、及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、域内において生産され、製造され、又は加工される製品を取り扱い、及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、中小企業の振興が地域経済の振興並びに市民生活の維持及び向上に

函館市中小企業振興基本条例

(平成22年4月1日施行)

重要な影響をもたらすこと並びに多様な分野における地元の産品や商業サービスの地元消費が地域経済、地域環境及び地域教育などに裾野の広い波及効果を持つことを理解するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、域内において生産され、製造され、又は加工される産品及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。
- 3 市民は、中小企業を育てる視点に立って、中小企業の経営や社会貢献に関心を持つよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市が行うべき中小企業に関する基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 第5条の役割を担う中小企業者等の支援を図ること。
- (2) 中小企業者等に対する融資等の支援制度を整備すること。
- (3) 基本理念の啓発を図ること。
- (4) その他基本理念の実現に資する措置を講ずること。

(地域経済円卓会議)

第9条 市は、中小企業者等、学識経験者、消費者、市民活動団体その他の多様な構成員により、基本理念の達成に資する研究を行うため、地域経済円卓会議を設置する。

- 2 地域経済円卓会議において立案される実効性ある施策に対し、前項の構成員及び各経済主体は協働してその実現に向けて取り組むものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

豊かな海と山に囲まれ、天然の良港を有する函館は、早くから海外に門戸を開き、国内外から多くの人々が集まり、さまざまな交流が行われてきた。

このような中、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、産業の礎が築き上げられ、今日まで南北北海道の中核都市として発展を続けていくことができた。

函館は事業所のほとんどが中小企業であり、中小企業が函館の産業の中心的役割を担ってきた。函館が豊かで活力あふれるまちであるためには、将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが必要である。

また、近年は、地球規模への経済活動の拡大、少子高齢化の進展など中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきており、このような中で函館の中小企業が多様で活力ある成長発展をしていくためには、改めて中小企業者自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚するとともに、経営の安定を図ることが重要である。

ここに、中小企業の振興が地域経済の発展に大きくかわり、ひいては市民生活の向上につながるという認識を市、中小企業者等および市民が共有し、中小企業の振興と地域経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべきことおよび市民の協力について明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて市の区域内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商工会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者および中小企業団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、さまざまな就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることにかんがみ、次に掲げる事項を旨としてその多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が活かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 市、中小企業者等および市民の相互の協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、中小企業者等および国、北海道その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応するため、経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。第7条第1号において同じ。)、経営基盤の強化等に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図り、市民が安全に安心して生活することができるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備および人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、第3条に定める基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、それぞれができる範囲で中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新および中小企業の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の育成および確保を図ること。
- (4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (6) 地域の資源の活用等による産業の発展および創出を図ること。

(財政上の措置)

第8条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業振興審議会の設置)

第9条 中小企業の振興に資するため、函館市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第11条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 中小企業の振興に関係のある者
- (3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第13条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

川口市中小企業振興条例

(平成22年4月1日施行)

川口市は、中小企業のまちとして、県内はもとより、わが国の鋳物や機械をはじめとする「ものづくり」において重要な役割を担ってきた。また、植木、花卉や軟化蔬菜などを生産する、伝統的技術に裏付けられた地域資源を有しており、これらは、先人たちのたゆまぬ努力により、関連する幅広い産業とともに発展を遂げてきた、次の世代へ伝えていくべき代えがたい財産である。

こうした本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させることを通じて、市民生活を支える雇用や所得をもたらすなど、川口市の地域経済にとっても、極めて重要な存在である。

ここに、我々は、中小企業の活性化が、川口市の更なる発展に欠かせないものであることを地域として共通の認識とし、関係するすべての人の協働により、この代えがたい財産を守り、川口市民の生活の維持、向上を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展において中小企業者が果たす役割の重要性にかんがみ、本市の中小企業の振興に関し基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3条第1項に規定する農業者であって、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるものをいう。
- (2) 中小企業団体 事業協同組合、企業組合その他の市長が適当と認めた中小企業に關係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、中小企業者、中小企業団体及び市民は、相互に連携し、及び協力して、中小企業者の事業活動の活性化の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の規定に基づき、地域の中小企業者及び中小企業団体と密接に連携し、中小企業及び産業の振興のための指針を定めるよう努めるものとする。

- 2 市は、国、県その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者に対する支援等、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、前項の施策を効果的に実施するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者及び中小企業団体の役割と努力)

第5条 中小企業者及び中小企業団体は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善及び強化並びに従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全の確保に十分に配慮し、地域経済の振興及び発展に貢献するもの

とする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、本市の中小企業者が地域経済の振興及び発展並びに市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域の中小企業者の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

那覇市中小企業振興基本条例

(平成22年12月24日施行)

私たちの住む那覇市は、亜熱帯海洋性気候に育まれた琉球諸島の拠点都市であり、古くは、琉球王国の王都として、アジア諸国との交易や交流により政治、経済及び文化の中心地として繁栄してきた。第二次世界大戦の戦禍により、市内は焼け野原となったが、“奇跡の1マイル”と呼ばれた国際通りやマチグラーに象徴されるように、沖縄県を代表する商都として、また観光交流都市として発展を遂げてきた。

そのなかにあつて、市内の事業所の大多数を占める中小企業は、経済の活性化や雇用の担い手として重要な役割を果たし、地域の発展と市民生活の向上に大きく貢献してきた。

那覇市が将来にわたり、豊かな地域環境を保全し持続可能な発展を図るためには、中小企業の振興による雇用の増大や所得の向上により、さらなる地域経済の活性化を実現する必要がある。それにより市税の増収などをとおして都市経営の安定につながり、市民サービスの向上や魅力ある那覇のまちづくりが実現されるなどの好循環が生み出される。

本市は、中小企業の振興を重要課題と位置付け、関係者が協働して地域経済の振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において重要な役割を果たしている中小企業の振興の基本となる事項を定めるとともに、関係者の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (3) 大企業者等 事業者、企業団体、経済団体等であつて中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。
- (4) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (5) 商店会 商店街にあつて、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性に応じた施策

を事業者、市民、NPO及び市が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の規定に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。
- (5) 観光需要の創出により、市内消費の拡大を図ること。
- (6) 商店街の振興を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のため必要と認められる事項

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置、国等との連携及び協力による施策の推進並びに必要なに応じて国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の責務)

第6条 中小企業者等は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の実施、雇用の安定等に自主的に取り組むとともに、地域環境との調和及び消費生活の安全確保に十分配慮するものとする。

(商店街における事業者等の責務)

第7条 商店街における事業者は、商店街の振興に相互に協力して取り組むとともに、次に掲げる事項を行うように努めるものとする。

- (1) 自らの意思により又は商店会から要請があつたときは、商店会に加入すること。
- (2) 商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすること。

2 商店会は、前項各号に掲げる事項に関し、商店街における事業者の協力を得るために必要な措置を講ずるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たしていることを認識し、中小企業者等とともに地域経済の振興に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

(施策の公表)

第10条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

旭川市中小企業振興基本条例

(平成23年7月1日施行)

旭川市は、古くから北海道の交通の要衝として発展し、豊かな自然の恵みを生かした良質な米やそばなどで知られる農業をはじめ、食料品、家具・木製品、機械・金属、紙・パルプなどの製造業、卸売業、小売業等多様な産業を有し、さらに、教育や医療などの様々な都市機能が集積する、北海道の拠点都市です。

現在の拠点都市としての礎を築き上げ、本市経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小企業で構成されており、中小企業は本市経済の基盤として、雇用の大部分を支える、市民の暮らしになくてはならない存在です。

中小企業が成長発展することによって、雇用が創出され、地域社会が活性化し、まちづくりの発展につながり、市民生活も向上するという好循環を生み出していきます。経済のグローバル化や急速な少子高齢化の進展と人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く環境が大きく変化し、中小企業の事業活動が一層厳しさを増す中であっても、中小企業は、その多様性を生かし、活力ある成長発展を図っていかねばなりません。

市は、中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを認識し、中小企業者は、その認識を共有するとともに、自ら経営活動を行うことにより、地域社会で一定の役割を果たすよう努めることが必要です。

あわせて、中小企業が社会の変化に対応し、更なる発展をするためには、市が中心となって、果敢に挑戦する中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを進めることが重要であり、市、企業はもとより、市民が、中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、それぞれが果たすべき役割を十分に踏まえながら緊密に連携し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが何より大切です。

ここに、市、企業及び市民の役割を明らかにすることにより、協力して中小企業を振興し、より豊かで住みやすいまちにするため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、中小企業者等の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イ及びウに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業とし

て営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 組合等 事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体をいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって、事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者及び組合等（以下「中小企業者等」という。）自らの創意工夫と自主的な経営の向上の努力を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、本市の持つ特性を生かすとともに、経済的社会的環境の変化に円滑に適応することにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

3 中小企業の振興は、国、北海道その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の協力を得ながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、広く中小企業者等の意見を聴き、施策の策定に反映するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置を講ずるとともに主体的に関係機関や組合等と連携を図るよう努めなければならない。

4 市は、中小企業の振興に関する情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切に提供しなければならない。

5 市は、中小企業の振興の重要性に対する市民の理解を深めるため、中小企業者等と市民との交流及び連携を促進するよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力等)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化等に努めるものとする。

2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業者等は、共同事業の実施を図るとともに組合等の組織化、組合等への加入等により相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

5 中小企業者等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、若しくは加工された製品を消費し、又は提供されるサービスを利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業振興のための基本方針

(経営支援の充実)

第8条 市は、中小企業者等の経営力を向上させるため、経営の革新や経営基盤の強化を支援するとともに、業種間での連携及び事業の共同化の促進を図るものとする。

2 市は、中小企業者等の技術力及び競争力を向上させるため、技術開発及び教育機関、研究機関、他の企業等との共同研究等を支援するとともに、企業集積の維持及び発展を図るものとする。

3 市は、経営支援の効果を高めるため、関係機関と連携し、支援体制の充実を図るものとする。

(人材の育成及び確保等)

第9条 市は、中小企業者等における従業員の職業能力の開発の機会を確保するとともに、中小企業への就業を促進するものとする。

2 市は、中小企業者等における労働環境や勤労者福祉の向上を支援するものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の育成)

第10条 市は、児童及び生徒が社会人、職業人として自立することができるよう職業意識を醸成するため、中小企業者等と連携を図りながら、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。

2 中小企業者等は、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成が中小企業における人材の確保等のために重要であることを認識し、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会を提供するよう努めるものとする。

(創業等の促進)

第11条 市は、創業並びに新たな事業及び産業の創出に関する情報を提供し、並びに研修の実施及び技術開発を支援するものとする。

(金融の円滑化)

第12条 市は、不況、災害等の影響から中小企業者等を守るとともに、経営の革新、経営基盤の強化、技術開発、創業等を促進するため、融資制度による金融の円滑化を図るものとする。

(地域社会に貢献する取組の支援)

第13条 市は、中小企業者等が、少子高齢化の進展、環境の保全等地域社会におけ

る課題に対する取組を支援するものとする。

(産業の発展等による中小企業振興)

第14条 市は、次に掲げる事項に関する施策の実施により、産業の発展及び創出を図り、中小企業の振興に資するものとする。

(1) 本市製造業の生産性の向上及び競争力の強化

(2) 市外からの資金獲得のための地場産品の販路拡大

(3) 中心市街地等における市民生活の利便性の向上及び地域の活性化の促進

(4) 市民の消費生活を支え、市民の交流と賑(にぎ)わいの場を提供する商業集積の機能の強化

(5) 会議、見本市等の誘致及び観光資源の創出による観光客等の集客の促進

(6) 新たな事業、特色ある活動等に対する支援による本市経済の活性化及び雇用の創出

(海外における事業展開の支援)

第15条 市は、中小企業者等が海外において事業を展開することができるよう、関係機関と連携し、支援するものとする。

2 市は、海外における市場の動向、見本市等に関する情報を提供するとともに、販路を拡大するための活動を支援するものとする。

(中小企業振興に当たっての措置等)

第16条 市は、各部署が連携して、中小企業の振興に関する施策の効果を高めるよう努めるものとする。

2 市は、産業、雇用、金融など中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の確保に努めるものとする。

(功労者の表彰)

第17条 市は、中小企業者等及びその従業員その他のもので、中小企業の振興に関し功績があったと認められるものを表彰することができる。

第3章 中小企業審議会

(中小企業審議会)

第18条 中小企業の振興に関し必要な事項を審議させるため、旭川市中小企業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員12人をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

八尾市中小企業地域経済振興基本条例

(平成23年7月1日施行)

八尾市は、古くより交通や産業の要衝として栄え、河内木綿やブラシ産業等の地場産業の発展を礎に、多くの中小企業が集まる活気ある産業のまちとして発展してきた。

そして今日、全国でも有数の集積を誇る工業並びに地域に根ざした商業及びサービス業は、雇用やまちのにぎわいを創出し、市民生活の安定及び向上に寄与している。

産業はまちづくりの根幹であり、本市の産業を支える中小企業は地域社会の活力の源泉である。

八尾のまちが住みよいまち、住み続けたいまちとして輝きを増し続けるため、市民、事業者及び市は、中小企業がこのまちで発展し続けるとともに、そこに働く人々が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互理解と信頼のもと、協働する必要がある。

このような考えのもと、市内の中小企業の振興について、その基本的な理念及び方向性を明確にするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市内の中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、社会経済構造の変革に的確に対応した産業集積を維持し、その発展を促進するとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深めることによって、健全で調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業者、中小企業団体及び大企業者等をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (4) 大企業者等 前2号に規定するもの以外のものであって、事業を営むもの又は企業団体、経済団体等をいう。
- (5) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、その協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、事業者及び市が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 中小企業の振興は、市の産業集積と深くかかわっており、市は、その総合的

に講ずべき基本的施策を前条の基本方針に基づき、次のとおり定める。

- (1) 産業集積の基盤を強化するための施策
- (2) 中小企業者の技術力、経営力等の高度化を促進するための施策
- (3) 中小企業者又は中小企業団体と他の事業者等との連携を促進するための施策
- (4) 産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策
- (5) 新たな事業活動を促進するための施策
- (6) 産業に関する情報を発信するための施策
- (7) 生活と産業が共存し、高め合うまちづくり推進のための施策

(市の責務)

第5条 市は、市民及び事業者等の理解と協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国等との連携及び協力を努めるものとし、また、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとし、また、地域社会を構成する一員として、地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に十分配慮するものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興及び地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に努めるものとする。

(産業振興会議)

第9条 この条例の理念の実現及び第4条に規定する基本的施策の実施について意見を聴くため、八尾市産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

宇部市中小企業振興基本条例

(平成24年4月1日施行)

本市は、明治期から石炭産業で栄え、大正10年に一躍村から市制を施行し、発展してきました。

その後、昭和30年代の資源エネルギーの需要構造の変化により、石炭産業とともに市勢も一時衰退しましたが、先人たちが実践してきた産官学民の連携や自治の精神こころを背景としたたゆまぬ努力の積重ねにより、化学工業を中心とする臨海工業都市に生まれ変わりました。

現在では、大学をはじめとする学術研究機関や工業都市としての発展を支えてきた企業群とその技術が集積しており、これらの地域資源をもとに日々新たな技術革新に挑戦し、新時代に限りない可能性を秘めたまちとなりました。

このような発展過程において、本市の事業所のうち大多数を占める中小企業は、様々な団体と連携し多様な事業活動を通じて、地域経済の基盤を形成し、さらに人材育成や雇用創出の機能を果たしてきました。

中小企業は、人も地域もいきいきとしたにぎわいと魅力あふれるまちを実現するための中心的役割を担っており、私たちは、将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが必要です。

近年では、経済のグローバル化による企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少など中小企業を取り巻く環境が大きく変化している中、本市が多様で活力ある成長発展を遂げていくためには、あらためて中小企業自らが地域経済の重要な担い手であることを認識するとともに、経営の安定と革新を図ることが重要です。

先人たちが「共存同栄・協同一致」として実践してきた産官学民の連携や自治の精神こころを、今、ここにあらためて認識し、中小企業の振興が地域経済の発展に大きく関わり、ひいては市民生活の向上につながるという認識を市、中小企業その他中小企業に関わる全てのものが共有し、一体となって中小企業の振興による地域経済の活性化を図っていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）及び中小企業団体（商工会議所、商工会その他の中小企業に関する団体をいう。以下同じ。）の努めるべき事項並びに学術研究機関等（学術研究機関及び産業支援機関をいう。以下同じ。）、大企業者、金融機関及び市民の協力を明示するとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

(4) 市、中小企業者、中小企業団体、学術研究機関等、大企業者、金融機関及び市民の相互の協力が行われること。

(基本方針)

第3条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び創業を促進すること。
- (2) 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した創造的な事業活動を促進すること。
- (3) 中小企業者の経営基盤の強化及び資金調達の円滑化を促進すること。
- (4) 中小企業者の人材の育成及び雇用の安定並びに従事者の福祉の充実を促進すること。
- (5) 中小企業者相互間、中小企業者と中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）との間、中小企業者等と学術研究機関等との間及び中小企業者等と大企業者との間の連携及び協力を促進すること。
- (6) 地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること。
- (7) 中小企業団体が行う地域経済の活性化に資する事業に対して協力及び支援を行うこと。
- (8) 中小企業者をはじめとする市内事業者の受注機会の増大を図ること。
- (9) 小規模企業者（中小企業者のうち法第2条第5項に規定するものをいう。）の経営の状況に応じた支援を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条の基本方針にのっとり、中小企業の振興に関する実施計画を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、関連する地方公共団体、中小企業者等、学術研究機関等、大企業者、金融機関その他の関係機関と協力して、効果的に実施するものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を年1回公表するとともに、広く意見を聴くものとする。

(中小企業者等の努めるべき事項)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、経営の革新及び経営基盤の強化について自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、従事者の福利厚生の実現をはじめとする雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

横須賀市中小企業振興基本条例

(平成24年4月1日施行)

近年の国境を越えた経済活動の拡大と、それに伴う激化する競争社会の伸展、さらに、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化は非常に厳しく、横須賀の中小企業も同様に極めて厳しい状態が続いている。

市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横須賀の発展に大きく寄与してきた。そして同時に、地域経済の活性化は、企業の利益や所得の増加を生みだし、横須賀市の税収の増加につながり、市民への多様な行政施策を実現できるという好循環を生み出してきた。

横須賀は開港以来、戦前は海軍の街として、戦後は造船及び自動車産業を核に、日本各地から意欲的な人々が集まり、活力ある経済と豊かな地域社会を形成してきた。多くの人々が新しいふるさとを横須賀に求め、競い合い、助け合いながら発展してきた街が横須賀という都市である。

市内経済の継続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠であり、ここに、中小企業政策を市政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者及び大企業者等の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に会社にあつては本店、個人にあつては住所を有するものをいう。

2 この条例において、「大企業者等」とは、中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 前項の場合においては、市は、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第4条 中小企業者は、経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的な取組みを行うよう努めなければならない。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学術研究機関等の協力)

第6条 学術研究機関等は、中小企業者が基本理念の実現に向け取り組む事業活動に協力し、産学連携の促進に努めるものとする。

(大企業者の協力)

第7条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

(金融機関の協力)

第8条 金融機関は、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、地域の中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される产品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、第3条に規定する中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会)

第11条 中小企業の振興に関する施策の推進に関する事項を調査審議するため、宇部市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、中小企業の振興に関係のある者及び学識経験者のうちから市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者等の責務)

第5条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者等は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえたより効果的な施策とすること。
- (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の参入機会の増大に努めること。
- (4) 中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組み、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
- (5) 中小企業者相互及び中小企業者と大企業者等の連携及び協力を促進すること。
- (6) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
- (7) 必要な財政上の措置を講ずること。

(議会への報告)

第8条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

青森市中小企業振興基本条例

(平成24年6月27日施行)

本市内に立地する企業は、中小企業が多数を占めており、それぞれの業種及び職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会に貢献するとともに、本市の発展に大きく寄与してきた。地域経済の活性化が企業の利益や所得の増加を生み出すことにより、本市の租税収入の増加をもたらし、市民への多様な施策が実施できるという好循環を生み出してきた。

しかし、近年の国境を越えたグローバル経済の進展とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など、経済を取り巻く環境は極めて厳しい状態に置かれ、中小企業の活力の低下が懸念される。

このような状況の下、自主自立の青森市を作り育て、本市経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠である。この基本的な考え方を推進するための基本方針等を明らかにし、本市経済の中核をなす中小企業が生き生きと躍動する青森市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市経済における中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の健全な発展並びに本市における雇用の場の創出及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(中小企業者の範囲)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、本市に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の市内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより推進することに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体及び市民と協力し、効果的に実施するよう努めるものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の安定向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、この条例の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するための施策を推進すること。

(2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めること。

(4) 中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。

(5) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進すること。

(6) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(議会への報告)

第8条 市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

安城市中小企業振興基本条例

(平成24年7月1日施行)

私たちのまち安城は、かつては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、昭和30年代には大規模な工場誘致や住宅の建設などにより工業化や都市化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきた。安城の企業の大部分を占める中小企業は、生産や販売などの事業活動により、市内経済を支えるとともに、労働の場の提供など、地域社会にとって重要な役割を果たし、安城の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、近年における世界規模の経済の進展に伴う企業間競争の激化や労働力人口の減少など、中小企業を取り巻く経済環境は極めて厳しい状況が続いている。このような中で、中小企業が成長発展し、これからも安城の発展を牽引する役割を果たしていくためには、中小企業者自らが新製品の開発や生産、新たなサービスの開発や提供などの新たな事業活動の展開と経営の安定を図るとともに、市、大企業者、市民が一体となって、中小企業を支えていかななければならない。

私たちは、このような認識の下に、中小企業の振興を図り、更なる安城の発展を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者、大企業者及び市民の役割等を明らかにするとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の役割)

第3条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域性を考慮し、及び中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業又は地域産業の振興を目的とする団体、大企業者及び市民と協力して、効果的に行うよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第4条 中小企業者は、自ら率先して経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応に努めるものとする。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努める

高松市中小企業基本条例

(平成24年12月26日施行)

ものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たすとともに、中小企業が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営の革新を図ること。
- (2) 中小企業の人材の育成、雇用の安定、資金調達の円滑化その他の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業の創業の促進及び事業の継続を図ること。
- (4) 中小企業と国、関係地方公共団体、大企業及び大学等の研究機関との連携並びに中小企業者相互の連携の促進を図ること。
- (5) 中小企業が地域社会と協力して取り組む活動の促進を図ること。
- (6) 中小企業の振興に関する市民の理解及び協力の促進を図ること。

(財政上の措置)

第8条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

多島美を誇る波静かな瀬戸内海と古くから深い関わりを有する高松は、県都として、また、四国の中核拠点都市として、着実に発展を続けてきた。本市の事業所の大多数を占める中小企業は、その成長と発展により、地域の雇用の創出と消費の拡大のみならず、税収の増加を通して地域経済の活性化と市民生活の向上という好循環を生み出してきた、本市のまちづくりに欠かすことのできない重要な存在である。

しかし、近年、経済のグローバル化や人口減少社会の到来等により、中小企業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しており、このような状況の中で、本市経済の持続的な発展のためには、海外への事業展開、新分野への挑戦や創意工夫による経営革新を推し進める中小企業の育成と振興を図ることが強く求められている。

ここに、中小企業の育成と振興は、本市の経済の発展と市民生活の向上に欠かせないものであるという認識を、中小企業者等のもとより、まちづくりの担い手である市民、大企業者および市が共有し、中小企業を一層元気にすることにより、高松を人がにぎわい活力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の育成および振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の育成および振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、中小企業振興施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化および市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者および中小企業団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者および市内で活動を行う個人または法人その他の団体（中小企業者等および大企業者を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の育成および振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫および自主的な努力を尊重すること。
- (2) 市、中小企業者等、大企業者および市民の相互の協力の下に行われること。
- (3) 地域経済の循環の促進を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、中小企業振興施策の策定および実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、経済団体、大学等の学術研究機関、金融機関等との連携協力に努めなければならない。

（中小企業者等の努力）

第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）および経営基盤の強化に努めなければならない。

2 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献および市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第6条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の育成および振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、中小企業者等との連携協力に努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市内で生産され、製造され、もしくは加工された物品の購入、提供される役務の利用等により、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第8条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（施策の基本方針）

第9条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新および経営基盤の強化を促進すること。
- (2) 中小企業者の創業を促進すること。
- (3) 中小企業者における人材の確保および育成を支援すること。
- (4) 市内消費の拡大を促進すること。
- (5) 中小企業者における従業員の雇用の安定および福祉の向上ならびに雇用機会の創出を図ること。

（市からの受注機会の増大）

第10条 市は、工事の発注、物品および役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。

（調査研究）

第11条 市は、社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興施策を実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（中小企業振興審議会）

第12条 中小企業振興施策を総合的に推進するため、高松市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、中小企業の育成および振興に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、および当該事項について市長に建議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中小企業者の代表者
- (3) 中小企業団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

東大阪市中小企業振興条例

(平成25年4月1日施行)

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業

の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体(以下「国等」という。)との連携を図りながら、推進されなければならない。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等を図るとともに、第9条に定める施策(以下「施策」という。)を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の理解及び協力)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び関係団体の協働の推進に努めるものとする。

4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策

(2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策

(3) 中小企業者の販路を拡大するための施策

(4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策

- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
(振興会議)

第10条 本市に、東大阪府中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。

3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。